

策定年度	平成15年度
変更年度	平成 年度

みんなで築く大口町の水田農業

(大口町地域水田農業ビジョン)

平成17年4月

大口町地域水田農業推進協議会

目 次

1	大口町の水田農業のあるべき姿	1
(1)	大口町の水田農業の現状	1
(2)	水田における作物振興と水田営農の在り方	2
(3)	誰が担い手となって農地を守り、水田農業を活性させるのか	2
(4)	生産者、生産者団体が中心となって取り組む課題	2
2	目標の設定	4
(1)	販売作物の作付・販売計画	4
(2)	振興作物の作付計画	4
(3)	誰が担い手となるか（担い手の要件）	5
(4)	担い手の育成と土地利用集積の目標	6
3	ビジョン実現のための手段	7
(1)	産地づくり交付金の活用方法	7
(2)	町による施策	8
4	その他の事業の活用	8
(1)	稲作所得基盤確保対策	8
(2)	担い手経営安定対策	8
(3)	集荷円滑化対策	8

1 大口町の水田農業のあるべき姿

(1) 大口町の水田農業の現状

本町は濃尾平野の北東部に位置し、地勢の起伏は小さく、標高は 15m～40mで概ね北東部から南西部に向かって低くなっている。水田土壌は、洪積で粘質な戸ヶ崎統が 58%を占め、次いで水積で壤質な深津統が西部地域に 16%ある。気候は、年平均気温 16 度、年間降水量約 1,500 mmと温暖で、農業生産には好適であるが、冬の伊吹おろしは冷たく最低気温は 5 度となり、降雪日も県内では多い地域で冬の日照時間はやや少ない。

従来は米・麦の 2 毛作と養蚕で栄えてきた地域で、昭和 40 年以降、各種農業基盤整備事業に始まり、合瀬川水質保全対策、岩倉用水整備などの基盤整備事業により農業生産基盤の強化が図られた。また、農業構造改善事業等によって高性能農業機械の導入や共同乾燥調製施設等が逐次整備され、水田農業の近代化、省力化が進められてきた。

農家戸数(平成 17 年)は 699 戸で、専業農家 36 戸(5.1%)、第 1 種兼業農家 16 戸(2.3%)、第 2 種兼業農家 647 戸(92.6%)となっており、兼業化の進行とともに農家戸数は年々減少している。

全耕地面積(平成 17 年)は 513ha で、水田 407ha、畑 99ha、樹園地 7ha となっている。農業振興地域は町域面積 1,358ha のうち 1,068ha(78.6%)を占め、うち 450ha(町総面積の 33.1%)が農用地区域となっているが、宅地等への転用等により年間 4ha 前後減少している。

本町は、名古屋市から 18 kmの距離、また、名神高速道路の小牧インターチェンジへも 3 kmという至近距離にあること、国道 41 号線が町のやや東部を南北に縦貫していることなど恵まれた立地条件に加え、高度経済成長期からは工場誘致施策の展開などによって都市化が進展し、農家の兼業化とともに耕地面積が減少し、最近では遊休農地も目立つようになってきている。

米の生産調整に係る平成 17 年度の水田対象面積は 349ha で、うち大麦を 47ha、大豆を 9ha 作付け土地利用型作物の生産振興を図っているものの、生産調整の実施率は 100%を下回っている。なお、水田の出入り作が 96ha と多く、生産調整推進の阻害要因となっている。

担い手の育成は、農業委員会が中心となって昭和 58 年に農地銀行が創設され、利用権設定による農地の流動化を促進し、担い手農家による大規模経営の実現に取り組んできた。現在 4 名の稲作認定農業者が流動化した 123ha(平成 17 年)の水田で大規模な土地利用型農業を営み、米の計画的生産を図るために、大麦、大豆栽培に積極的に取り組んでいる。また、その他に中規模な担い手も活躍しているが、米の計画的生産には理解が得られていない。

(2) 水田における作物振興と水田営農の在り方

水田における作物振興は、大規模経営体が主体となって土地利用型作物の六条大麦と大豆の生産振興を図っていく。土地利用型作物の生産振興に当たっては、実需者の求める品質水準に応えた「大麦づくり」、「大豆づくり」を重視し、生産・品質管理システムの整備を図りながら産地体制を強化する。

また、現在の不作付水田や麦・大豆作に適合しない水田にはレンゲ、キカラシ、ナタネなどの地力増進効果のある景観作物の作付けを奨励し、地力の向上と生産基盤の維持を図る。

なお、これらの作物の作付けにあたっては、町内の生ゴミ堆肥を積極的に活用し、水田の地力維持と土地利用型作物等の生産安定に努めることとする。

これらの作物を振興するに当たって、六条大麦、大豆等の土地利用型作物では、効率的な作業実施と湿害回避による生産安定のため、集落組織が中心となって作付けの集団化に努めるとともに、連作障害を防止するため作付け団地のブロックローテーションにも取り組めるよう集落組織の育成を図り、これらの活動に対し関係機関は全面的な支援を行うものとする。

将来は町全体が1つの農場となり、多様で効率的かつ持続的な農業生産が営まれるようなシステムを築き、農地を預かる者、預ける者、両者が安心して暮らせる町づくりを目指し、全町農業公園構想と一体となった水田農業が展開されるようにする。

(3) 誰が担い手となって農地を守り、水田農業を活性化させるのか

水田の担い手の主力は、水稻、麦、大豆等の土地利用型作物を高性能農業機械一貫体系で栽培する大規模経営体とする。

主力となる担い手には、引き続き農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等を推進して農地集積を進めるとともに、水稻と大麦、大豆を組み合わせた土地利用型農業を確立し、担い手の経営確立を図っていく。

(4) 生産者、生産者団体が中心となって取り組む課題

このため、(2)、(3)を実現するため、行政等関係機関の支援を受けながら、以下の重点項目に取り組む、毎年、活動の評価、内容の見直し等を行っていく。

実需者のニーズに対応した販売・作付計画の策定

麦・大豆等の生産技術と品質の向上

作付けの団地化と担い手への土地利用集積の推進

農地利用調整組織の育成強化

麦・大豆等の安定生産に必要な基盤整備の一層の推進

麦・大豆等の生産に係る高性能農業機械の導入支援
生ゴミ堆肥の施用による水田の地力維持
地力増進効果のある景観作物の作付け推進
実需者と連携した麦・大豆の消費宣伝と町内消費の促進

2 目標の設定

(1) 販売作物の作付・販売計画

作付面積 (ha) 販売収量 (t)

作物名	品種名		現在の状況	目標数値
				平成 22 年
水 稲	あさひの夢	作付面積	2 7	2 4
		販売数量	1 0 0	9 0
	あいちのかおり	作付面積	1 5 5	1 4 0
		販売数量	5 6 5	5 0 9
	計	作付面積	1 8 2	1 6 4
		販売数量	6 6 5	5 9 9
六条大麦	カシマムギ・ さやかぜ	作付面積	4 8	5 3
		販売数量	1 1 4	1 2 5
	計	作付面積	5 6	5 3
		販売数量	1 3 5	1 2 5
大 豆	フクユタカ	作付面積	1 4	1 7
		販売数量	1 0	1 2
	計	作付面積	8	1 7
		販売数量	6	1 2

(2) 振興作物の作付計画

(ha)

作物名		現在の状況	目 標 数 値
			平成 22 年
レ ン ゲ	作付面積	5	6
キカラシ・ナタネ	作付面積	3	4

(3) 誰が担い手となるか（担い手の要件）

利用権設定または全作業受託により水田営農を行い、米の計画的生産を実施できる見込みの経営体

水田において振興作物を栽培する経営体

大口町の水田担い手リスト

《リストは省略》

(4) 担い手の育成と土地利用集積の目標

高性能農業機械を駆使して水田営農を行う経営体

水稻を中心に、麦作、大豆作などを組み合わせて土地利用型農業を行う経営体に対しては、引き続き農地銀行を通して、利用権設定を推進する。なお、水田管理が十分になされ意欲的に麦作、大豆作に取り組む経営体には優先的な集積が行われるよう配慮する。

また、麦、大豆作の団地形成を推進しながら、担い手に全作業が委託され農業機械の効率的利用ができるよう誘導する。

担い手への水田委託目標

	現 在		平成22年	
	面積 (ha)	委託率 (%)	面積 (ha)	委託率 (%)
水 稻	61	26	70	30
大 麦	47	90	54	94
大 豆	9	93	10	94

注) 1 水田委託とは、利用権設定、水稻及び麦、大豆の全作業受託を示す。

2 委託率は、該当作物の作付面積に対する担い手の占有率である。

自作水田等において振興作物を栽培する経営体

利用権設定の目標は掲げないが、振興作物の発展的振興が図られるよう、栽培技術の向上を重点的に指導し、経営体の規模拡大と振興作物に取り組む経営体の掘り起こしに努める。

3 ビジョン実現のための手段

(1) 産地づくり交付金の活用方法

ア 交付にあたっての基本的な考え方

生産調整実施者であり集荷円滑化対策に係る拠出を行っている者に対し交付する。

振興作物の作付けに対し重点的に配分する。

全作業受託で作付けする麦、大豆などの振興作物では、原則として作業のほとんどを行う受託者が交付を受けることとするが、標準小作料を上回らない金額を土地所有者に還元してもよいこととする。

1年に1作物に対し交付する。

交付金基本金額

(単位：円 / 10a)

区 分	交 付 単 価
麦、大豆	10,000
レンゲ、キカラシ、ナタネ	7,000
上記二段以外の作付け作物	5,000
調整水田	2,000
自己保全管理	1,000

均質流通奨励加算額

J Aの共同乾燥調製施設を利用して乾燥・調製が行われ出荷された麦、及び大豆経営安定対策に加入して出荷された大豆を対象に、均質流通奨励加算額を交付する。

(単位：円 / 10a)

区 分	交 付 単 価
麦、大豆	40,000

イ 交付金配分上の小数点以下の端数金額の取扱い

交付対象者への交付金で小数点以下の端数金額があった場合は、小数点以下を切り捨てて交付することとし、端数金額は本協議会の会計に入れ、振興作物の宣伝等の経費にあてる。

ウ 交付金額が予算金額を上回る場合には予算内で支払うものとする。

(2)町による施策

大麦・大豆の生産技術と品質の安定、向上の結果に応じ支援する。また、大麦・大豆作に適合しない水田には地力増進兼景観作物としてレンゲ、キカラシ、ナタネの作付けを推進していく。

生産調整実施者に対し補助を行う。

4 その他の事業の活用

(1) 品目横断的経営安定対策

加入は任意とする。

(加入要件は、生産調整を達成し、集荷円滑化対策に参加していること)

(2) 集荷円滑化対策

加入は任意とする。